

「県営広域営農団地農道整備事業」 に係る環境配慮検討書

平成 1 0 年 1 2 月
三重県農林水産商工部

1 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	県営広域営農団地農道整備事業	
(2) 目的	<p>松阪管内の道路網は、南北に走る国道23号線や各主要地方道、東西に走る国道166号線や国道42号線はあるが、すべて一般道路であり、産地と施設、施設と市場を有機的に結びつける農道はなく、農産物の集出荷に苦慮している。</p> <p>本地区は松阪市を中心とした1市6町2村を受益地とする農道で、産地より広域集出荷施設へ農産物を搬入し、中央卸売市場への出荷ルートを整備し、農産物流通の合理化と農業生産活動の近代化を図り、合わせて中山間地域と都市との交流経路を整備することで、中山間地域の活性化を図る。</p>	
(3) 事業主体	三重県 農林水産商工部 農山漁村振興課	
(4) 計画内容	①計画地の位置・面積等	松阪市 多気郡 明和町、多気町、勢和村 L = 14.1 km
	②建物・施設等の概要 (用途・規模・面積・配置等)	道路工 L = 13.1 km B = 7.0 ~ 8.0 m 橋梁工 1箇所 トンネル L = 1 km B = 6.5 m
	③土地利用計画	受益面積 21,554 ha 水田 8,530 ha 普通畑 949 ha 飼料畑 9 ha 樹園地 1,150 ha 山林原野 10,916 ha の農林産物を運搬する道路敷として利用
	④用水の使用計画	—
	⑤エネルギーの使用計画	—
	⑥雨水の排水計画	道路側溝を流下し、既設排水路へ放流する。
	⑦汚水の排水計画	—
	⑧着工の予定時期	平成14年5月着工
	工 完工及び供用開始の 期 予定時期	着工より10年間で完了予定
(5) 関連事業計画	県道改良 2.6 km 県道新設 0.7 km 市道新設 0.2 km ふるさと農道 10.2 km	
(6) その他		

2 事業計画地及びその周辺の概況

(1) 環境の現況

① 気 象	<p>計画地最寄りの 津測候観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a. 気 温： 年平均気温： 15℃</p> <p>b. 降 水 量： 年平均 1,707.8mm</p> <p>c. 最多風向： 西北西</p> <p>d. 風 速： 最大風速 36.8m/s</p>
② 水 象	<p>計画地区周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 河川分布：1級河川櫛田川</p> <p>b. 河川流量：最大3470m³/s 平水10.9m³/s 低水7.0m³/s (両郡)</p> <p>c. 河川水質：類型A (櫛田)</p>
③ 大気質等	<p>a. 大気質：事業による大気質への影響はなし。</p> <p>b. 騒 音：騒音発生源がないことから、静穏な環境にあり、環境基準を満たしていると思われる。</p> <p>c. 振 動：振動発生源がないことから、問題ないと思われる。</p>
④ 自然環境	<p>a. 地形、地質</p> <p>(a)地 形：標高14～200m。</p> <p>(b)特筆すべき地形：勢和村丹生付近では中央構造線の露頭が見られる。</p> <p>(c)地 質：松阪、明和、多気付近は沖積層、勢和付近は花崗岩、変成岩層の地質である。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(a)植物の概要：計画路線周辺はおもに雑草群落で占められているが、明和町斎宮池周辺には貴重な動植物が生息することが「自然のレッドデータブック三重」に掲載されている植物が確認されている。</p> <p>(b)貴重な植物固体：斎宮池周辺には、ミズニラ、イシモチソウ、ノカンゾウの植物の生息が掲載されている。</p> <p>(c)貴重な植物群落：計画路線周辺において貴重な植物群落は分布していない。</p> <p>c. 動 物</p> <p>(a)動物相の概要：計画路線が通過する小河川には一般的な魚類が生息している。</p> <p>(b)貴重な動物：斎宮池周辺には、ミズムシの生息が掲載されている。</p> <p>d. 自然景観</p> <p>(a)自然景観の概要：松阪、多気、明和は都市近郊の田園地帯で、勢和については、中山間地域の山林を主体とする景観を有している。</p> <p>(b)貴重な自然景観：貴重な自然景観は存在しない。</p> <p>e. 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>(a)史跡、名勝、天然記念物：多気町の計画地近傍には国指定重要文化財（長谷近長谷寺）がある。</p> <p>(b)埋蔵文化財包蔵地：計画路線に埋蔵文化財包蔵地があるが、ルート決定時に調査をする予定。</p> <p>f. 野外リクリエーション他 多気町 のびのびパーク天啓</p>

(2) 社会的条件の現況

① 交通の現況	<p>a. 計画地周辺の主要道路網及び公共交通機関は近畿自動車道路、国道42号線、JR紀勢線、JR南紀線がある。</p> <p>b. 近畿自動車道路は休日には伊勢、松阪間で大停滞が頻繁に起こる。国道42号線は朝夕の通勤時に市街地入り口の区間で停滞は見受けられる。</p>
② 土地利用の現況	<p>計画地の現況土地利用は、殆どが水田及び山林で、一部畑地、宅地が点在している。</p>
③ 水域利用の現況	<p>計画区域内河川はほとんどが小河川で、目立った水域利用はない。ため池については多気町の天啓池が「のびのびパーク天啓」の中にあり、水環境整備事業で完了しており、住民の憩いの場となっている。</p>
④ 生活関連施設の現況	<p>a. 上. 下水道の整備状況：上水道は完備されているが、下水道の整備については公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽により整備を進める計画である。</p> <p>b. 産業廃棄物処理施設の整備状況：一般廃棄物については松阪市他6ヶ町村の衛生組合、建設廃棄物は市内のリサイクル施設及び処理場で処理をしている。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

① 自然環境保全地域等の指定状況	<p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況</p> <p>a. 自然環境保全地域（地区）： 指定された地域はない。</p> <p>b. 自然公園地域（地区）： 指定された地域はない。</p> <p>c. 鳥獣保護区： 勢和村の一部が指定されている。</p>
② 土地利用の規制現況	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <p>a. 都市計画法： 指定された地域はない。</p> <p>b. 農業地域振興法： 農業振興地域、農用地区域に指定されている。</p> <p>c. 森林法： 森林法に指定されている。</p>

3 事業計画地の選定事由

松阪管内では平成元年に多気郡内5農協（多気、明和、大台、勢和、宮川）がJA多気に、平成5年には松阪飯南郡内の3の農協（松阪、飯高、飯南）がJA松阪にと、2農協に合併統合され、営農組織の強化、集出荷体制の一元化、農産物のブランド化に取り組んでおり、その一環として多気天啓地区に広域集出荷施設の建設計画が進みつつある。しかし、この施設に各市町村より農産物を搬入する既設の主要道路は、松阪、大台、宮川方面は国道42号線、明和方面は県道多気斉明線、飯高、飯南方面は国道368号を經由し国道42号線へと、交通量が多い路線と幅員が狭い路線に集中する。一般道路の改修は路線周辺の用地買収費の高騰や宅地周辺を通過していることで遅々として進展を見ない。

本地区は広域集出荷施設の稼働にあわせ、1市5町2村の農産物を集出荷施設に集め、中央卸売市場に運搬するため計画された農道であり、計画路線は既設農業用施設の周辺を通過し、用地買収が比較的可能である農地、山林を中心にルート選定を行った。

4 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環 境 配 慮 事 項	講じようとする環境配慮の内容又は方針
<p data-bbox="347 327 740 360">主な環境配慮の視点</p> <p data-bbox="233 360 740 427">① エネルギーの有効利用に努めること</p> <p data-bbox="347 439 740 544"> a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未使用エネルギーの利用 </p>	<p data-bbox="740 360 1398 427">農産物の運搬時間を短縮することで燃料費の節約を図る。</p>
<p data-bbox="233 555 740 622">② 資源の有効利用に努めること</p> <p data-bbox="347 633 740 772"> a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐材の活用 </p>	<p data-bbox="740 555 1398 656">舗装工に使用する資材は、アスファルト舗装については再生加熱アスファルト混合物、下層路盤については再生路盤材の利用を図る。</p>
<p data-bbox="233 784 740 851">③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること</p> <p data-bbox="347 896 740 1001"> a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置 </p>	<p data-bbox="740 784 1398 817">特になし</p>
<p data-bbox="233 1012 740 1079">④ 廃棄物の適正処理に努めること</p> <p data-bbox="347 1090 740 1193"> a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理 </p>	<p data-bbox="740 1012 1398 1158">発生するコンクリート、アスファルト残材については、リサイクル処理施設へ搬送し、資源の有効利用を図る。 木材型枠の転用回数を増やし、廃棄物の発生抑制を図る。</p>
<p data-bbox="233 1205 740 1272">⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること</p> <p data-bbox="347 1283 740 1579"> a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護 </p>	<p data-bbox="740 1205 1398 1238">工事対策</p> <p data-bbox="740 1249 1398 1384"> ①工事にあたっては、沈砂地等を設置し、降雨時に濁水が流出しないよう留意する。 ②地区周辺には、宅地等も含まれるため、低騒音、低振動の重機を使用する。 </p>

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用 b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林縁の復元など d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・磯浜など野生生物の生育・生息空間の確保 e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造 	<p>計画区域内では必要最小限度のコンクリート構造物を計画し、道路の法面等は植物が生育できるよう土造工法を採用する予定。山間部においては大規模な開削工法は取らずにトンネル工法とした。</p> <p>野生生物の育成、生活空間の確保並びに野生動物の生息地の分断を出来るだけ避けるように配慮した路線等の選定に努める。</p> <p>必要に応じ、野生動植物の移動及び移植等を行う。また、代替生息地の確保に努める。</p>
② 地形・地質等の改変の抑止に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変 b 山地地域にあつては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全 c 平地・丘陵地域にあつては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全 d 市街地地域にあつては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全 e 沿岸地域にあつては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置 	<p>自然地の改変を最小限にとどめるなど自然に配慮した工法の採用に努める。</p> <p>土工量は計画地内でバランスがとれるよう努める。</p>

(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
① 現存する植生の保全と活用に努めること		計画路線内において貴重植物が発見された場合は、移植を行う。 山間部においては、トンネル工法を採用し、植生の保全を図る。
② 緑化に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置 	工事に伴って生じる裸地等へは地元種などを用いて積極的に緑化するよう努める。
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和 	計画路線周辺には、公園、ため池があり周辺環境と調和のとれた道路計画に努める。
④ 親水空間等の整備・創出に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出 	該当なし
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること	<ul style="list-style-type: none"> a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備 	工事中に埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。
⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること		実施時に大規模な盛土、大構造物は避け、日照障害等がでないように心がける。

(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

事業計画に対して、次の配慮を行なう

- (1) 工事実施においては、沈砂地等を設置し、降雨時に濁水を下流河川に流さないよう留意する。
- (2) 工事実施において、希少な動物、植物が発見されたときは、移動させ保護するよう努める。
- (3) 工事において、埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。
- (4) 工事実施においては、必要最小限度の構造物を計画し、道路法面等は植物が生育できるよう土造工法を採用する予定。山間部においては、植生の保全を図るため、大規模な開削工法を取らずにトンネル工法を計画する。
- (5) 当該計画農道上に位置する山林は地域森林計画対象民有林であるため、その開発にあたっては松阪地方圏民局生活環境部及び関係市町村との協議を行う。
- (6) 計画農道上に保安林がある場合は、極力回避する。
- (7) 松阪市、勢和村に関しては市町村森林整備計画を策定しているので、協議を行う。